

序 章 正倉院正倉整備事業の概要

正倉院正倉は、桁行九間、梁間三間、高床校倉の本瓦葺、寄棟造の建造物である。東大寺大仏殿の西北にあり、もとは東大寺の正倉であったが、現在は宮内庁の所管となり、内部に襲蔵されていた宝物と共に厳重に管理されている。

東大寺は、奈良県奈良市の北部にあった平城宮の東にあり、前身の金鐘寺という寺院をもとに、聖武天皇が大仏建立の詔と共に作った鎮護国家の大本寺である。正倉は、聖武天皇の亡くなった七七忌に、光明皇后によって大仏に猷納された聖武天皇遺愛の品々が、この北倉に納められたことよって歴史の舞台に登場する。少なくとも、天平勝宝八歳（七五六）には、現在の地にあったものと考えられている。

正倉院正倉は、平成九年（一九九七）に国宝に指定され、正倉周辺の地域は東大寺旧境内として史跡に指定された。そして翌十年に「古都奈良の文化財」の一部として世界遺産にも登録されている。

正倉は、創建以来これまでに幾度となく維持修理がなされてきたが、明治期に宮内省（現在は宮内庁）による管理が始まり、大正二年（一九一三）には記録上最初の解体修理が行われた。それ以降は大きな修理もなく現在に至っている（実際には大正十年に屋根の瓦を再度差し替えるといった工事が行われている）。平成七年に正倉の現況点検調査が行われ、奈良時代の部材を守るために、一〇年後くらいまでには修理を終えた方がよい、という調査報告がなされた。それを受けて、宮内庁では整備工事にかかる準備を始め、平成十九年度には学識経験者から成る正倉院正倉整備に関する懇談会を設置、平成二十一・二十二年度に整備工事の設計を行い、二十三年度から整備工事にかかった。

整備工事は、修理方針を屋根葺替と部分修理とし、特に軒の垂下を現状より

進行させないような補強措置をとることとした。整備工事は、宮内庁の直轄工事とし、平成二十三年八月から平成二十六年十月までの四箇年三九箇月で行われた。総事業費は八〇一、九五一、九〇〇円で、すべて宮内庁予算として事業が行われた。

正倉は、束柱に若干傾斜が見られるものの軸部はほぼ健全であった。屋根瓦には経年による緩みや乱れが生じていた。大正期に小屋組が和小屋からクイーンポストトラスに変更されていたが、そのトラスが不完全であること、また、大正期に入れた枯木が十分に働いていないことがわかった。これらを踏まえて、瓦は全面的に葺き替え、土居葺も破損している部分を取り替えた。野地は、小屋組調査に伴う範囲の解体に留めた。小屋組は金物で補強し、トラスや枯木を正しく働かせることで、軒の垂下が進行しないよう対処した。防災設備として、避雷導体は取り替えを行い、新たに炎感知器を設置した。

解体に伴う調査の結果、屋根瓦には約八〇〇枚に及ぶ天平期の平瓦が残されており、その中には桶巻き作りの瓦が多かったという事実が認められた。内部に設置されていた明治十四年（一八八一）製のガラス戸付陳列棚も一旦解体し、中倉内部では南倉北壁及び北倉南壁の校木外側の様子を観察することもできた。また、構造解析や振動調査により、正倉の建築構造を分析し、修理前後の建築性状を確認することができた。さらに、耐震診断も行ない、安全性を確認した。整備工事期間中には、五回にわたる現場公開により、工事の進捗に合わせ正倉を間近で見学できる機会を設け、正倉整備工事（文化財修理）の様子を広く一般に発信することができた。

この整備工事では正倉のほか、宝庫西門（解体修理）や土塀（屋根葺替及び部分修理、一部解体修理）並びに杉本神社（屋根葺替・塗装工事）の修理、正倉周辺の消火栓配管の取替工事も行った。